

# 職員の人事行政の運営状況をお知らせします

平成19年度および平成20年度の職員の人事行政の運営状況の概要は次のとおりです。なお、詳細は、市ホームページ (<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/section/soumu/index.htm>) で公表を予定しています。

公表事項の内容は、市総務課(☎873-2111内線1011)までお問い合わせください。

## 職員数の状況

### ●部局別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	定数	平成20年	平成19年	増減数	備考
議会	6	4	4	0	※職員数は常勤職員で、休職者・派遣職員を含みます。ただし、市長、副市長、教育長を除いています。
市長部局	390	330	340	△10	
監査委員	4	3	3	0	
教育委員会	140	59	67	△8	
農業委員会	5	3	3	0	
計	545	399	417	△18	

### ●部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	平成20年	平成19年	増減数	備考
議会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部門別職員数は、兼務をしている職員については主たる業務での計上となりますので、必ずしも部局別職員数とは一致しない場合があります。</li> <li>・職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、公益法人などへの派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。</li> <li>・一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門で、特別行政部門は教育の部門、公営企業等会計部門は下水道、国民健康保険、青果市場、介護保険、企業誘致、後期高齢者医療の部門をいいます。</li> <li>・職員数は市長、副市長、教育長を除いています。</li> </ul>
総務	89	96	△7	
税務	33	30	3	
労働	1	1	0	
農林水産	12	12	0	
商工	4	4	0	
土木	44	45	△1	
民生	82	89	△7	
衛生	36	37	△1	
一般行政部門計	305	318	△13	
教育	59	67	△8	
特別行政部門計	59	67	△8	
下水道	9	9	0	
その他	26	23	3	
公営企業等会計部門計	35	32	3	
総合計	399	417	△18	

### ●年齢別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
24～25歳	1	0	1
26～27歳	8	0	8
28～29歳	14	0	14
30～31歳	23	0	23
32～33歳	19	0	19
34～35歳	20	0	20
36～37歳	14	0	14
38～39歳	9	0	9
40～41歳	28	0	28
42～43歳	27	1	28
44～45歳	29	0	29
46～47歳	42	2	44

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
48～49歳	36	0	36
50～51歳	33	1	34
52～53歳	30	2	32
54歳	7	4	11
55歳	6	1	7
56歳	10	4	14
57歳	8	3	11
58歳	7	3	10
59歳	3	2	5
60歳以上	2	0	2
計	376	23	399

※任期付職員含む。60歳以上は、任期付職員(土木専門職員)です。

●級別職員数などの状況

①行政職Ⅰの級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務②主事補および技師補の職務	1人	0.3%
2級	高度な知識または経験が必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務	15人	4.0%
3級	①副主査の職務②主任の職務	202人	53.7%
4級	①課長補佐の職務②副参事の職務③主査の職務	110人	29.3%
5級	①課長の職務②参事の職務	37人	9.8%
6級	理事の職務	5人	1.3%
7級	部長の職務	6人	1.6%

②行政職Ⅱの級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①一般技能職員(物の製造もしくは修理または機器の運転もしくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 ②調理などの家政的業務を行う職員の職務 ③自動車運転手の職務 ④用務員、労務作業員などの職務	0人	0%
2級	経験を有する前記の職	0人	0%
3級	相当な技能または経験を必要とする前記の職	0人	0%
4級	高度な技能または経験を必要とする前記の職	1人	4.3%
5級	特に高度な技能または経験を必要とする前記の職	22人	95.7%

職員の任免に関する状況

●採用者数の状況(平成19年度) (単位:人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般職	5	0	0	5
現業職	0	0	0	0
計	5	0	0	5

※任期付職員5人採用。

●競争試験の実施状況(平成19年度)

任期付職員採用試験を実施。

●職員派遣の状況(平成19年度)

派遣先	人数	期間	備考
茨城県土浦県税事務所	1人	2年	対等人事交流
茨城県環境政策課	1人	2年	〃
茨城県竜ヶ崎保健所	1人	2年	〃
茨城県後期高齢者医療広域連合	1人	3年	
茨城県東京事務所	1人	1年	実務研修生
茨城県市町村課	1人	1年	〃

●退職者数の状況(平成19年度) (単位:人)

区分	定年	勸奨	その他	計
一般職	8	8	2	18
現業職	5	1	0	6
計	13	9	2	24

※県警からの派遣職員1人の派遣終了を含む。

●選考採用の状況(平成19年度) (単位:人)

区分	市長部局	教育委員会	計	備考
正規職員	0	0	0	
任期付職員	0	0	0	
計	0	0	0	選考採用は未実施

●障害者の任用状況(各年6月1日現在)

区分	法定雇用率	平成20年	平成19年
市長部局	2.10%	2.74%	2.65%
教育委員会	2.10%	3.33%	2.94%
合算分	2.10%	2.86%	2.72%

公平委員会業務状況

●勤務条件に関する措置の要求状況(平成19年度)

新規申立件数	処理件数					平成19年度未係属件数
	申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

※夏季特別休暇制度廃止を取り消し、同休暇を復活させる措置の要求(平成20年6月18日判定(棄却))

●不利益処分に関する不服申立ての状況(平成19年度)

申立てなし

※6ページへ続く。

## 給与の状況

### ●職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般職	43.78歳	353,253円	403,591円
現業職	54.26歳	363,000円	375,093円

※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

### ●職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		牛久市	国
		初任給	初任給
一般職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
現業職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	—	—

### ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分		経験年数 10～15年未満	経験年数 15～20年未満	経験年数 20～25年未満
一般職	大学卒	278,700円	326,800円	375,600円
	高校卒	258,500円	278,200円	340,100円
現業職	高校卒	該当者なし	該当者なし	336,700円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

### ●職員の年齢別給料、手当、給与年額(管理職)

区分	平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
部長職	55.9歳	5,283,725円	3,829,108円	9,112,833円
課長職	52.6歳	5,063,451円	3,223,284円	8,286,735円
課長補佐職	49.4歳	4,804,168円	2,582,922円	7,387,090円

※管理職の平均手当年額には、管理職手当、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、日直手当が含まれます。  
※平成19年1月～12月までの給与支給実績の平均です。

※平均年齢は、平成20年1月1日現在のものです。

### ●職員の年齢別給料、手当、給与年額(一般行政職員)

平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
26歳	2,329,440円	1,111,445円	3,440,885円
27歳	2,362,050円	1,174,605円	3,536,655円
28歳	2,614,575円	1,351,083円	3,965,658円
29歳	2,744,100円	1,511,393円	4,255,493円
30歳	2,837,925円	1,687,250円	4,525,175円
31歳	2,886,557円	1,717,526円	4,604,084円
32歳	2,965,767円	1,637,456円	4,603,223円
33歳	3,101,073円	1,907,878円	5,008,951円
34歳	3,270,986円	1,648,807円	4,919,793円
35歳	3,361,590円	2,102,128円	5,463,718円
37歳	3,638,250円	1,893,674円	5,531,924円
38歳	3,770,100円	2,237,332円	6,007,432円
39歳	3,959,600円	2,202,000円	6,161,600円
40歳	3,999,257円	2,087,688円	6,086,945円
41歳	4,102,080円	2,192,520円	6,294,600円
42歳	4,134,943円	2,086,433円	6,221,376円
43歳	4,151,082円	2,046,137円	6,197,219円
44歳	4,383,943円	2,194,110円	6,578,053円
45歳	4,524,339円	2,114,026円	6,638,365円
46歳	4,623,867円	2,331,234円	6,955,101円
47歳	4,728,900円	2,244,460円	6,973,360円
48歳	4,768,971円	2,439,520円	7,208,491円
49歳	4,761,072円	2,302,306円	7,063,378円
50歳	4,839,086円	2,110,918円	6,950,003円
51歳	4,912,284円	1,850,457円	6,762,741円
52歳	4,983,600円	2,289,890円	7,273,490円
53歳	5,024,400円	2,248,712円	7,273,112円
57歳	5,004,000円	2,777,249円	7,781,249円
59歳	5,106,000円	2,302,904円	7,408,904円

※一般行政職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、日直手当、単身赴任手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成19年1月～12月までの給与支給実績の平均です。

※平均年齢は、平成20年1月1日現在のものです。

●職員の年齢別給料、手当、給与年額(単純労務職員)

平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
46歳	3,982,400円	2,195,694円	6,178,094円
51歳	4,144,800円	1,693,892円	5,838,692円
53歳	4,353,600円	1,754,266円	6,107,866円
54歳	4,269,200円	1,714,991円	5,984,191円
55歳	4,331,400円	1,737,209円	6,068,609円
56歳	4,408,500円	1,835,339円	6,243,839円
57歳	4,596,800円	1,807,402円	6,464,202円
58歳	4,486,800円	1,802,645円	6,289,445円
59歳	4,698,240円	1,949,355円	6,647,595円
60歳	4,757,400円	1,930,889円	6,688,289円

※単純労務職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、日直手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成19年1月～12月までの給与支給実績の平均です。

※平均年齢は、平成20年1月1日現在のものです。

職員の手当の状況

●期末手当・勤勉手当(平成20年4月1日現在)

	牛久市			国		
	1人当たり平均支給額(19年度) 172万2千円			-		
	(19年度支給割合)			(19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期	1.4	0.725	月分	1.4	0.725	月分
12月期	1.6	0.775	月分	1.6	0.775	月分
合計	3.0	1.5	月分	3.0	1.5	月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

※勤勉手当は、平成18年度から勤務評定に基づく勤務成績に応じて支給しています。

●退職手当(平成20年4月1日現在)

	牛久市(退職手当事務組合による)			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年	
(支給率)						
勤続20年	23.50	30.55	月分	23.50	30.55	月分
勤続25年	33.50	41.34	月分	33.50	41.34	月分
勤続35年	47.50	59.28	月分	47.50	59.28	月分
最高限度額	59.28	59.28	月分	59.28	59.28	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算 1人当たり平均支給額(19年度)2,201万2千円			定年前早期退職特例措置 2～20%加算		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

●特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	74,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	3,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	4.8%		
手当の種類(手当数)	下記の3手当のみ支給		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症消毒作業手当	感染症感染の危険がある作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染された場所や物件の消毒や動物などの駆除	1日につき 2,000円
行旅死亡人又は変死人処理作業手当	行旅死亡人または変死人処理作業に従事した職員	死体処理	1回につき 3,000円
災害出動手当	荒天、水害などの災害現場に出動し業務に従事した職員	台風災害現場出動	1日につき 2,000円

●時間外勤務手当

区分	平成18年度	平成19年度
支給実績	4,393万6,000円	5,917万7,000円
支給職員1人当たり平均支給年額	14万6,000円	20万9,000円

※8ページへ続く。

●その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円、16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	国と同一		5,603万3千円	247,934円
地域手当	5級地(給料の6%) (平成20年度4%であり平成22年度まで段階的に引き上げます)	国と同一	制度上は国と同一ですが、当市において平成18年度の支給はしていません。平成19年度からは給料表上の額に地域手当率2.5%を掛け合わせたものと現給保障額を比べ、現給保障額を超えた差額分を支給(市独自)	946万5千円	74,528円
住居手当	・持ち家で新築または購入から5年間、月額2,500円支給 ・借家の場合…家賃12,000円を超える場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	国と同一		1,398万9千円	170,598円
通勤手当	・乗用車を利用する場合…距離に応じて2,000円～24,500円支給 ・電車、バスを利用する場合…6カ月定期を基本として、1カ月当たり55,000円まで支給	国と同一		1,997万円	59,435円
管理職手当	・部長…10万円 ・理事兼課長…8万円 ・参事兼課長…7万円 ・参事兼所長、参事兼園長…5万円 ・課長補佐、園長…4万円 ・理事…2万円 ・参事…1万円	国と異なる	役職における手当額が異なる。	6,292万円	662,316円
単身赴任手当	勤務地により単身赴任する職員に月額23,000円支給	国と同一		—	—

特別職の報酬等の状況

●特別職の報酬等の状況  
(平成20年4月1日現在)

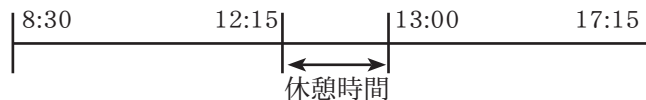
区分	給料月額等						
給料	市長	880,000円					
	副市長	680,000円					
	教育長	640,000円					
報酬	議長	450,000円					
	副議長	410,000円					
	議員	390,000円					
期末手当	市長	6月期	1.60	月分			
	副市長	12月期	1.80	月分			
	教育長	合計	3.40	月分			
	議長	6月期	1.60	月分			
	副議長	12月期	1.80	月分			
	議員	合計	3.40	月分			
退職手当		(算定方式)	1年	2年	3年	4年	(支給時期)
	市長	月数	5.5	11.0	16.5	22.0	退職時
	副市長	月数	3.1	6.2	9.3	12.4	退職時
	教育長	月数	2.4	4.8	7.2	9.6	退職時

## 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

### ●勤務時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで(8時間勤務)
- ・休憩時間午後0時15分から午後1時まで(45分間)

※保育園職員などは早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で8時間勤務になるよう割り振り変更しています。



### ●年次有給休暇

- ・毎年1月～12月の1年間当たり20日を超えない範囲内
- ・前年の繰り越しは20日の範囲内で残日数
- ・休暇単位は1日または半日。1時間単位でも取得できます。

	平均取得日数	
	平成 18 年	平成 19 年
年次有給休暇	10.9 日	11.9 日

※平成19年度勤務条件調査より。

### ●療養休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・公務による場合…その療養に必要と認める期間
- ・私事による場合…90日の範囲内(平成18年7月1日から)

	取得者数	
	平成 18 年	平成 19 年
療養休暇	14 人	12 人

### ●特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故などの事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目

### ●介護休暇(無給)

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫および兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・2週間～6カ月の間で請求できます。
- ・平成18年度、19年度とも介護休暇の承認はありません。

### ●組合休暇(無給)

職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体または上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・1日または1時間単位で請求できます。

	取得者数	
	平成 18 年度	平成 19 年度
組合休暇	0 人	1 人

### ●育児休業承認状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

#### ○平成18・19年度の新規承認者

年度	区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間			
			9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下
平成18年度	一般部門	5人	2人	1人	2人	—
	教育部門	2人	1人	—	1人	—
	合計	7人	3人(42.9%)	1人(14.2%)	3人(42.9%)	—
平成19年度	一般部門	4人	2人	—	2人	—
	教育部門	2人	—	—	2人	—
	合計	6人	2人(33.3%)	—	4人(66.7%)	—

## 職員の分限処分および懲戒処分の状況

### ●分限処分・懲戒処分の状況(平成19年度)

・分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

心身の故障	分限休職	5 人
-------	------	-----

・懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に行う不利益処分をいいます。

職務命令違反	戒告処分	1 人
--------	------	-----